

青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポに参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、階上町の特産品等の紹介及び販売を促進するため、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び設置期間は次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉店は原則として認めないものとする。また、募集数と出店位置は青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

【競技別リハーサル大会】

競技名	出店場所（会場名）	出店期間
自転車（ロードレース）	階上町おもてなし会場内	令和7年10月5日 （日）1日間

【青の煌めきあおもり国スポ】

競技名	出店場所（会場名）	出店期間
自転車（ロードレース）	階上町おもてなし会場内	令和8年10月11日 （日）1日間

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始の1時間前から競技終了又は閉会行事終了の30分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて

これを変更できるものとする。

4 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり約20㎡以内とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じてこれを変更することができるものとする。

5 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げる物については実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等については、出店者が準備するものとする。ただし、出店状況に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

- (1) 1テント（2間×3間）1張
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ（国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポのマスコットキャラクター「アップリート君」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ実行委員会の使用承認を得ているもの）
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコールを除く。）
 - ① 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）
 - ② 現地調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

7 出店者の条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件のすべてに該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ① 申請時に1年以上、階上町内に店舗を有して営業をしている者
- ② 競技団体の推薦がある者
- ③ 国スポ関連グッズ、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等
- ④ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ① 原則として当該競技の開催日に、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
- ② 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ③ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- ④ 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
- ⑤ 納税義務が履行されていること。
- ⑥ 階上町暴力団排除条例（平成23年条例第25号）第2条第5号又は同条第6号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- ⑦ 従業員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

8 出店申請

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を添付した上で、売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業に関する許可申請書又は許可申請済書の写し（保健所に届出が必要な商品の場合）
- (5) 町税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (6) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出し、出店料免除決定通知書（様式第6号）により免除の決定を受けなければならない。
 - ① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - ② 公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
 - ③ ①から②に掲げるもののほか、実行委員会において必要と認める者
- (4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

10 出店料

- (1) 出店料は次のとおりとする。

出店者区分	規 模	出店料
階上町内の者	1 ブース	2,000円/日
上記以外の者	1 ブース	4,000円/日

※ 1ブースの半分、約10㎡（テント0.5張）での出店となった場合、出店料は半額とする。

11 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、第8項の規定により出店申請を行った者について、この要項に基づき審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者に対して売店出店許可決定通知書（様式第7号）をもって通知する。

ただし、出店申請者数が予定出店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたいときは抽選を行う。

また、実行委員会は出店の許可決定通知をした者に対し、出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

12 保健所への手続

食品を販売する許可を受けた出店者は、競技会場を所管する保健所に必要な届出を行うものとする。なお、保健所への食品販売等臨時出店報告書の提出が必要となる場合は、実行委員会により行うものとする。

13 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くこととする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回してこの要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) 施設の付帯設備（電源等）を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障があるような行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切丁寧な対応を心掛けること。
- (2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは各自で持ち帰り、常に環境美化に努めること。
- (4) 販売品等には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 販売品等の搬入に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入出車両は、1出店者につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (9) 火気及び燃料等危険物を使用する場合は、消火器を設置すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、ブースの前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (11) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更及び追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (14) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難及びその他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故等発生時の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したとき、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、直ちに競技会場内に設置する実施本部（以下「実施本部」という。）に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したとき、売店責任者は、直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者（従事者を含む）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠った場合、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

23 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。